

## 災害時の対応

災害発生のおそれがあるまたは発生時には、文化ホールへの避難が予測されます。貴施設においても平素からの備えと災害時の対応を下記のとおりお願いします。また、職員への周知、情報共有ならびに対応に向けた準備等を図ってください。

### 記

#### ●避難所の指定

安来市総合文化ホールは、市が次のとおり指定しています。

- ・指定緊急避難場所：災害発生のおそれがあるときや災害発生時に、緊急的に避難する施設
- ・指定避難所：災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設

#### ●災害時への備え

市の「自主避難所運営のてびき」を参考に、文化ホールの災害対応マニュアルを作成し、開館時、夜間・閉館（休館）時の対応を取り決めるなど、市（文化スポーツ振興課及び防災課）と協議し災害に備えてください。

#### ●市の発表する避難情報

【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）】…市民防災マップ学習面参照  
災害発生のおそれがあるまたは発生時には、市（災害警戒本部または災害対策本部）が避難情報を発表します。

原則としては、市民のみなさんは避難情報発表により避難を開始します。

避難情報には、状況に応じて「災害発生（のおそれ）の情報」「避難対象地区」「開設した避難所」などの情報を含んでいます。

避難情報発表の際は、指定避難所施設はただちに避難者の受入準備をすることとなります。

#### ●災害時の対応

文化ホールは「指定緊急避難場所」「指定避難所」に指定されています。このため、災害発生のおそれがあるまたは発生時には、市民が被災の可能性があると判断した場合、指定緊急避難場所に自主的に避難されることが想定されますので、避難者がある場合は、原則受け入れてください。

ただし、指定緊急避難場所として緊急的に受け入れる場合は、被災するおそれのある場所からの一時的な避難場所であるため、基本的な対応は「場所の提供」です。この場合において、市（災害警戒本部または災害対策本部）または文化ホールから避難者に支援物資を配布することはありません。また、受入体制の準備等のためなど必要に応じて、避難者に事前連絡を求めても差し支えありません。

避難の状況が長時間・長期間にわたる場合、そのまま指定避難所とする場合は、職員派遣や支援物資の配布など市（災害警戒本部または災害対策本部）の指示に従ってください。